

よくある質問

1. 資格について

Q1 被保険者証、負担割合証をなくした場合は。

A1 被保険者証などを紛失したり、破損した場合などは、再交付します。
介護保険課又は各支所で再交付申請の手続きをしてください。

Q2 大津市内で引越しをした場合や、氏名に変更があった場合は。

A2 市内で引越し(転居)をして住所や氏名に変更があった場合には、原則として、届け出のあった翌日に、新しい被保険者証を送付します。
お手持ちの古い被保険者証はご返却ください。

Q3 大津市から他の市町村へ転出する場合は。

A3 ●要介護(要支援)認定を受けていない方
→お手持ちの被保険者証は、大津市役所へご返却ください。転出先の市町村で新しく被保険者証が発行されます。

●要介護(要支援)認定を受けている方
→要介護(要支援)認定をお持ちの方は、転出日から14日以内に転出先の市町村の介護保険担当窓口へお申し出ください。大津市で受けていた要介護(要支援)認定が、転出先の市町村でも引き継がれます。
(被保険者証は大津市役所へご返却ください。転出先の市町村で新しく被保険者証が発行されます。)

※転出後14日以内に転出先市町村で手続きが必要です。詳しくは転出先の市町村へお問い合わせください。



2. 認定・審査について

Q1 病気が重くなると要介護の区分は高くなるのですか。

A1 要介護認定は、「介護の手間にかかる時間」をものさしとし、介護サービスの必要度（どれくらい介護のサービスを行う必要があるか）を判断するもので、医療における病気の重症度と介護保険の要介護度は一致しない場合があります。

例えば、アルツハイマー型の認知症の方で、身体が比較的良好であった場合、徘徊をはじめとする周辺症状のために介護に要する手間が非常に多くかかることがあります。しかし、身体的な問題が発生して寝たきりである方に認知症の症状が加わった場合、病状としては進行していますが、徘徊等の周辺症状は発生しないため、介護の総量としては大きく増えないことが考えられます。

Q2 要介護(要支援)認定が決まるまで介護サービスは使えないのですか。

A2 要介護(要支援)認定が決定するには一定の期間を要しますが、緊急に介護サービスを使う必要があるときは、認定前に暫定的な介護サービス計画を作成し、申請日から利用することができます。

ただし、支給限度額を超える介護サービスについては、介護保険の適用がされません（全額自己負担となります。）ので、介護支援専門員（ケアマネジャー）（18ページ参照）と相談し、慎重にご利用ください。

Q3 認定の有効期間はあるのですか。

A3 認定の有効期間は新規申請の場合は原則として6か月です。更新申請の場合は原則として12か月です。ただし、その方の状態に応じて短縮・延長することがあります。引き続きサービスを利用する場合は、有効期間が終了するまでに更新申請をすることが必要です。有効期間が終了したまま、介護保険のサービスを利用すると、保険が使えず全額自己負担になってしまいます。更新申請は有効期間終了の60日前から行えます。

※その方の心身の状況などに明らかな変化があった場合、認定有効期間内であっても、要介護・要支援状態区分変更申請ができます。

Q4 大津市に転入してきたのですが手続きは必要ですか。

A4 転入前の市町村で要介護(要支援)認定を受けていた方が大津市に転入された場合、転入日から14日以内に所定の申請をすることで、審査会の審査及び判定を経ることなく、転入前の市町村の要介護度を引き継ぐことができます。この転入継続による認定期間は、原則転入日から6か月間です。

Q5 要介護認定の申請に必要なものは何ですか。

A5 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方については、医療保険情報と特定疾病（介護保険法で定める16疾病）の情報が必要です。なお、第1号被保険者（65歳以上）の方は、特に必要なものはありません。

Q6 要介護認定の申請に必要な書類はどこでもらえるのですか。

A6 大津市役所本庁（本館2階 介護保険課）ほか、支所、あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）で配付しています。また、大津市ホームページからダウンロードすることができます。

Q7 要介護認定の申請をするには、市役所の窓口に行かなければなりませんか。

A7 郵送での申請、支所、あんしん長寿相談所の窓口での申請も可能です。

Q8 要介護認定に関する調査は誰が行うのですか。

A8 大津市の調査員、又は居宅支援事業所及び介護施設のケアマネジャーが行います。大津市の調査員が調査を行う場合は、申請から数日後に、日程調整のお電話をさせていただきます。



Q9 要介護認定の申請時に、主治医の意見書を添付する必要がありますか。

A9 申請書の主治医の欄に、主治医の氏名及び医療機関情報を記入いただければ、大津市から記載の医療機関に意見書を依頼します。そのため、申請時に添付する必要はありません。意見書作成に要する費用も大津市が負担します。



**Q10 要介護認定は申請から認定まで
どれくらいの時間がかかりますか。**

A10 原則30日以内です。30日以内に認定が行えない場合は、処理見込期間と延期理由を記載した延期通知書を発送します。



**Q11 要介護認定結果通知書を被保険者以外の
所に送付してもらうことは可能ですか。**

A11 認定結果通知書は原則被保険者の住民票の住所地へ送付します。ただし、申請書の裏面の「結果通知の送付先」に、送付先を記入いただければ、この申請に限り、ご指定の住所地に送付します。（ご家族以外の方が受取人になる場合は委任状の添付が必要です。）なお、常時介護保険関係書類の送付先を変更する場合は、別途「送付先変更申請書」の提出が必要です。

**Q12 要介護認定の申請中に他市町村に
引越した場合、再度申請をする
必要がありますか。**

A12 要介護認定の申請中の方は、申請の種別や進捗状況により、大津市で要介護認定を受けた上で、その認定結果を引き継ぐ場合と、大津市での申請を取り下げ、転出先の市町村で再度申請いただく必要がある場合がありますので、詳しくは介護保険課まで問合せください。



**Q13 要介護認定後、心身の状態が
変わった場合はどうすれば
よいのですか。**

A13 認定有効期間内に心身の状態が変化し、認定の見直しが必要となった場合は、要介護・要支援状態区分変更申請をすることができます。
ただし、申請が却下となる場合もありますので、ケアマネジャー等とよくご相談のうえ、申請してください。



3.入院～退院～在宅療養の流れ

Q1 今、入院中なのですが、退院から在宅療養までの流れを教えてください。

A1 入院～退院～在宅療養までの流れをまとめた下図をご覧ください。

入院中

退院に向けた話が出てきたら、下記を確認しましょう。

退院調整をする病院の窓口を確認

病棟スタッフが調整する場合や「退院連携室」「患者相談室」などの部署が調整する場合があります。担当者の氏名まで確認しましょう。

自宅で介護等が必要かどうか確認

下記をチェックして、状態を確かめましょう。

支援が必要な場合は、相談担当者と相談し、申請の手続きをしましょう。

- | | |
|--------------------|--|
| 1.食事の準備はできますか？ | 6.退院後も医療処置が必要であったり、
体調の管理に心配がありますか？ |
| 2.買い物はできますか？ | 医療処置が必要な場合、通院はできますか？ |
| 3.お風呂はひとりで入れますか？ | また、往診や訪問看護が必要ですか？ |
| 4.掃除はできますか？ | 7.自宅は手すりや段差解消が必要ですか？ |
| 5.退院後、続けて受診が必要ですか？ | 8.ベッドや車椅子が必要ですか？ |
| | 9.介護保険の認定がありますか？ |



退院準備

退院後、以下のようなサービスを必要に応じて利用することができます。

ご利用にあたり条件のあるサービスもありますので、退院前に病院の相談員やあんしん長寿相談所にご相談いただき、準備を整えてください。

公的サービス

●介護サービス・地域支援事業

要介護（要支援）認定申請をし、要介護の認定を受けた場合は、ケアマネジャーと契約して必要なサービスを利用することになります。あなたに合ったサービスとなるようにケアマネジャーが定期的に「サービス担当者会議」を開催し、チームで支援できるよう話し合います。状況の変化に応じてサービス内容を調整するので、ご本人やご家族の希望を遠慮なく伝えましょう。

また、要支援の方はあんしん長寿相談所がサービス利用の窓口となります。認定を受けられなかった場合でも、地域支援事業などの公的サービスが利用できます。

●医療サービス

必要に応じて、医師・看護師が訪問します。これ以外に、薬剤師・歯科医師等の訪問も可能です。

47ページ上段に続きます

その他(介護保険適用外)

退院に向けて、よく利用されるサービスに以下のようなものがあります。

●介護タクシー

ヘルパー資格を持った運転手が、タクシーの乗降を介助してくれるものや、車椅子のまま利用できるタクシーなどがあります。料金は各社に問合せが必要です。

●弁当宅配サービス

●自費ヘルパー

退院後しばらくの間だけ、家事・買い物・掃除などを助けてもらいたい場合や、夜心配なので、泊まってもらいたい場合などに利用できます。

●訪問マッサージ



ご自宅に戻ってから

介護保険を利用し、在宅療養が始まると、定期的にケアマネジャーが訪問します。関係者が集まって「サービス担当者会議」を開催し、現在のサービスでよいかなどを話し合います。

状態が変われば、その都度相談しながら必要なサービスを調整していくことになります。

介護サービス利用に伴い定期的に行う手続き

●ケアプランを確認し署名又は押印

●介護保険利用料支払い(毎月)

支払い方法は事業所毎に異なります。

●介護保険の利用者負担額が高額になったとき

「高額介護サービス費」が支給される場合があります。詳しくは30ページをご覧ください。



医療機関を受診した場合

●医療保険自己負担金

(その都度医療機関で支払い)

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

「高額医療・高額介護合算制度」により、限度額を超えた分が支給される場合があります。詳しくは30ページをご覧ください。

●医療費の一部負担金が高額になったとき

申請をして認められた場合に、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

〈広告〉

24時間365日 住みなれた場所に医療をお届け
在宅療養支援診療所

ピースホームケアクリニック



通院が難しくなった
退院後も家で医療を受けたい
そんな時にお声かけ下さい



医療法人平和の森 理事長
ピースホームケアクリニック 院長
平本 秀二

大津市神領3-11-7

TEL 077-548-7663

お問い合わせはHPからメールか
平日8:30~17:00にTEL下さい



保険外に特化した訪問介護事業所
ケアステーション湖畔

<民間救急>介護タクシー湖畔
医療系搬送可能(弊社看護師同乗可)

24時間受付可、ストレッチャー対応でも
長距離でもお任せ下さい!ご自宅内まで介助可!

大津市柳が崎9-17-701

☎ 077-572-9903

4.介護保険料について

Q1 介護保険を利用していません
(利用するつもりもありません)が
保険料を納めるのですか。

A1 介護保険は、介護の負担を社会全体で支え
あう社会保障制度です。介護保険を利用す
る、しないにかかわらず、原則として40
歳以上のすべての方が被保険者となり、保
険料の納付義務があります。また、任意で
介護保険を脱退することはできません。

Q2 介護保険と医療保険の違いは。

A2 介護保険は身体機能が低下し、日常生活に
介護や援助が必要な方が、自宅や施設で介
護サービスを受けるための保険です。
医療保険は、病気やけがなどの治療が必要
な方が、通院や入院で診療・投薬などを受
けるための保険です。

Q3 特別徴収(年金天引き)ではなく、
普通徴収(納付書・口座振替)で
納めたいのですが。

A3 介護保険法で、年金からの徴収(特別徴収)
を原則とすることが定められており、年金
の支給額が年額18万円以上の場合は年金
からの徴収となります。希望により年金か
らの徴収を停止することや納付方法を選択
することはできません。

Q4 65歳になったら納付書が届きました。
いつから特別徴収(年金天引き)に
なりますか。

A4 年金受給額が年額18万円以上の方は、年
金の支給が始まる月からおよそ半年から
1年後に特別徴収が始まります。手続きは
不要で、開始時期については市から通知し
ます。それまでは、納付書又は口座振替で
のお支払となります。

Q5 65歳になり納付書が届きましたが、
今まで医療保険の中でも
支払っています。
二重徴収ではないですか。

A5 65歳到達の前月分までの介護保険料は医
療保険者に納め、65歳到達の当月分から
は、直接市に介護保険料を納めることにな
ります。したがって、保険料の二重徴収に
はなりません。
なお、国民健康保険の場合は、年度当初の
保険料決定時(6月)に予め65歳到達の前月
分までの保険料を計算し、その額を10回
に分割し年間を通して徴収しています。そ
の他の医療保険に関しましては、各医療保
険者にご確認ください。

Q6 今まで介護保険料は特別徴収
(年金天引き)されていたのに、
納付書が届きました。
どうしてですか。

A6 今まで年金から特別徴収されていた方でも、
次のような方は、特別徴収は停止となり、
しばらくの間、納付書又は口座振替でのお
支払となります。

- 他市町村から転入してきた場合
- 所得等の見直しにより、保険料の所得段
階が変更になった場合
- 受給されている年金の種類が変わった場合
- 年金の現況届の提出が遅れた場合

など

5. 訪問介護サービスについて

Q1 訪問介護サービスで「できること」「できないこと」を教えてください。

A1 介護保険で利用できる居宅サービスの中で、市民の方から特に問合せの多い訪問介護サービスにおいて、ホームヘルパーが「できること」「できないこと」をまとめました。

○ できること



身体介護

本人が食事・入浴・排泄などの生活動作ができず介助を必要とする場合に、ケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることにより利用できます。

- 食事介助
- 入浴介助
- 排泄介助
- 服薬介助
- 起床、就寝介助
- 通院等外出介助

など

生活援助

本人が単身の場合や同居の家族が障害や疾病などのため、家事を行うことが困難な場合に、ケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることにより利用できます。



- 居室の掃除
- 衣類等の洗濯
- 一般的な食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物代行
- 薬の受け取り
- 衣服の整理、補修
- ベッドメイク

など

✕ できないこと



身体介護

本人の日常生活範囲を超えること、趣味嗜好に関すること、医療行為に関することなどについては頼めません。

- 旅行への付き添い
- 散髪
- カラオケへの付き添い
- 医学的判断が必要な傷の処置

など

生活援助

本人以外の家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えること、金銭や貴重品の取り扱いなどについては頼めません。また、本人不在の時に家事を頼むこともできません。

- 自家用車の洗車
- 庭の花木の手入れ
- ペットの世話
- 家具等の移動
- 預貯金の引き出し

など



訪問介護サービスは、利用者が自立した日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。介護が必要な方も、訪問介護サービスを上手に利用し、自分ができることを続けながら身体機能の維持を心掛けましょう。